



平成 21 年 2 月 19 日

各 位

会社名 : 新報国製鉄株式会社  
代表者名 : 代表取締役社長 川口一男  
(コード番号 5542 ジャスダック)  
問合せ先 : 総務本部長 成島伸一  
TEL : 049-242-1950

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 76 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

###### (1) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条及びこれに伴い無効となった単元未満株券について定める現行定款第 8 条第 2 項を削除するものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条および第10条の「実質株主」及び「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
- ③ 会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過する日まで、株券喪失登録簿を作成、整備する必要がありますので、株券喪失登録簿に関する定めについて附則を新設し所要の規定

を設けるものであります。

④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款授権による取締役会決議に基づく自己株式の取得規定の新設

今後機動的な資本政策を図るため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月27日

定款変更の効力発生日 平成21年3月27日

以 上

別紙 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は200株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、株式取扱い規則に定める場合を除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並に備え置きその他</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は200株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並に備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これ</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>を株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>